

金沢市雇用対策連絡会設置要綱

(平成13年 9 月21日 決裁)

改正 平成19年 3 月23日 決裁

平成31年 3 月22日 決裁

(趣旨)

第1条 金沢市における雇用対策を効果的に推進するため、金沢市雇用対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(連絡会の任務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な措置を協議し、具体的施策を研究する。

- (1) 雇用の維持に関する事項
- (2) 雇用のミスマッチの解消に関する事項
- (3) 労働力の移動に関する事項
- (4) 雇用の創出に関する事項
- (5) 働き方改革の推進に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、雇用対策に関し必要な事項

(組織等)

第3条 連絡会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、雇用問題に関する国、県及び市の関連部局並びに関連経済団体等に所属する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

4 連絡会に座長を置き、副市長をもってこれに充てる。

(連絡会の会議)

第4条 連絡会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年 9 月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。